

(配布用)

令和3年4月1日

## 公益財団法人丸山育英会 奨学生募集のしおり

丸山育英会は、民法の規程に基づいて設立され、高校生に対する育英奨学事業を行っている機関です。

主な事業は、学業優秀若しくは芸術・文化・スポーツ等の分野において、優秀な資質と確たる向上心を持ちながらも、経済的な事情により修学が困難な者に学費を給付して、社会有用の人材の育成と社会の健全な発展に尽くすこととあります。

丸山育英会から学費の給付を受ける生徒を「奨学生」といい、給付される学費を「奨学金」といいます。

奨学生を志望する者は、丸山育英会規程・奨学生選考基準等により選考のうえ、奨学生に採用されます。

この「奨学生募集のしおり」には、奨学生の出願資格・出願手続き・採用後の手続き・奨学生の心得等、奨学規程に定められている主な事項を記載してありますので、これらの点を充分ご理解のうえ出願していただきますようお願いいたします。

### 1. 出願の資格

- (1) 新潟県内の高等学校、中等教育学校後期課程もしくは高等専門学校に在籍している生徒。

- (2) 学業優秀、若しくは芸術・文化・スポーツ等の分野において、優秀な資質と確たる向上心を持ちながらも、経済的な事情により修学が困難であると認められ、学校長の推薦のある者。

## 2. 奨学金の給付月額と給付期間

- (1) 給付月額 10,000円
- (2) 給付期間 奨学金を給付する期間は、採用した年の4月から1年間とします。次の年も継続して受給を希望する場合、改めて出願手続きが必要になります。

## 3. 出願の手続き

- (1) 奨学金に関する事務は、学生課等で扱っており、すべて出願は学校を通じて行われますから、奨学生願書の用紙は学校で交付を受け正確に記入し、所得証明書又は源泉徴収票を在学する学校へ提出してください。
- (2) 出願の際には、必ず奨学生願書に保護者と連署してください。

## 4. 推薦と選考

- (1) 志望者の在学する学校長は、願書・成績その他の資料を基にして、希望者の人物・健康・優秀性・学資支弁の困難度などについて、あらゆる方面からその資格を検討し、奨学生としての適格者を本会へ推薦して頂きます。その際、本会所定の推薦書に願書・所得証明書等を添えて本会に提出してください。(願書の記載内容を確認する為、上記の証明書のほかに証明書を求めることがあります)
- (2) 本会では、選考委員会を開いて適格度の高い者から採用を決定いたします。

## 5. 他の育英機関との併願について

他の育英機関を併せて利用されることは、差し支えありません。

## 6. 採否決定の時期と通知方法

- (1) 採否決定の通知の時期は、本会での締め切り後およそ2か月以内です。
- (2) 発表は学校を通じて、本人に通知いたします。
- (3) 不採用の者には、通知しません。
- (4) 応募生徒が直接本会へ問い合わせても、回答はいたしかねます。

## 7. 採用になった場合

奨学生に採用された者へは、奨学生採用通知等の書類を、学校を通じて交付します。その際誓約書、奨学生カード及び奨学金振込口座届を渡します。必要事項を記入し必ず指定された期限までに、学校を通して本会に提出してください。理由無く期限までに提出しない者は採用を取消す場合があります。

なお、本会の奨学金の交付は、奨学生個人の預金口座（本人名義の普通預金口座）に振込む方法をとっております。口座を設ける際の手続きは、一般の普通預金口座開設とまったく同じ方法で、奨学生各自が銀行窓口で行うことになります。

本人個人が、すでに持っている口座を「奨学金振込を受ける為の口座」とする事もできます。いずれも銀行での確認が必要です。

奨学金振込口座の記入・提出など詳細については、採用時に送付する別の書類を参照してください。

## 8. 奨学生の心得

奨学生は本会の定める規程、その他の規程を守り、本会及び学校の支持に従うとともに奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。したがって学業成績が不振になったり、学校内外での規律を乱したり、停学、退学等の処分を受けたとき、その他性行状況が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学金の給付を打ち切られま

す。

#### 9. 願書の記入上の注意

願書は、選考上の大切な資料ですから、出願時現在の状態で事実をありのままに、よくわかるように記入してください。

記入すべきことが書かれていない、判読しにくいなど願書に不備がある時は、選考から除外する場合があります。また、故意に事実と相違して記入している場合は、採用後でも採用を取消す場合がありますので、正確に記入するよう注意してください。

- ◎ この「奨学生募集のしおり」で不明又は疑問の点がある場合は、学校を通じて、本会に問い合わせてください。